

長久手市新型コロナウイルス感染症対策 理容業・美容業休業協力金のご案内

申請受付期間

令和2年5月22日（金）～同年6月30日（火）

申請書類の提出方法

●郵送の場合

〒480-1196 長久手市つつせがある課 理美容休業協力金担当宛
切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。
6月30日（火）消印有効です。

●持参の場合（6月1日から受付場所が変更になります）

長久手市役所本庁舎2階つつせがある課^⑩窓口^⑩に設置してある専用ボックス内に
投函することで提出できます。

【お問合せ先】

長久手市 つつせがある課 協力金担当
電話番号 0561-56-0641（ダイヤルイン）
対応時間 平日：8時30分～17時15分

★今回のご案内は、長久手市分の理美容休業協力金（10万円）です。

愛知県分の理美容休業協力金（10万円）は、別々に交付申請が必要になります。
（県の申請開始は5月27日以降を予定）県ホームページをご確認ください。

第 I 部 受給の要件及び支給額

1 受給対象となる事業者

理美容休業協力金の対象となる事業者は、**自主的に休業した理美容事業者**で、下記（１）から（５）に該当することが必要です。

愛知県理容生活衛生同業組合又は愛知県美容業生活衛生同業組合に加盟している理美容事業者は、組合からの案内により組合へ申請してください。

（１）長久手市内に店舗を有すること

理美容休業協力金の交付対象は、**長久手市内に理容所又は美容所（管轄の保健所に開設届が届出済み）がある理美容事業者**です。

（２）休業の実施

令和２年４月２５日（土）～令和２年５月６日（水）の全期間において、休業した場合について交付対象となります。

４月２５日（土）に限り、休業連絡ができなかった予約客への対応、２５日以降の休業の連絡等、必要最低限の営業であれば、店舗が開いていた実績があっても交付対象とします。

<注意点>

市内に複数の店舗が所在する理美容事業者は**全ての店舗において休業している**ことが必要となります。

（３）愛知県・長久手市新型コロナウイルス感染症対策協力金又は長久手市新型コロナウイルス感染症対策協力金の交付対象でないこと。

（４）交付申請日及び交付決定日において倒産・廃業していないこと

（５）誓約書に記載されている事項の誓約

「長久手市新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金の申請に関する誓約書」に記載されている事項を誓約することが必要です。

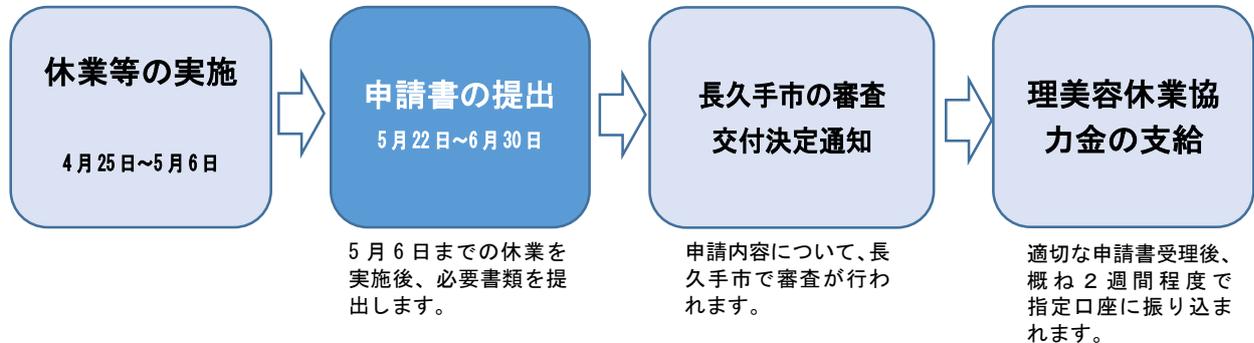
2 理美容休業協力金支給額

1 事業者あたり **10万円**（長久手市分・定額）

長久手市内に複数の店舗を持つ事業者においても、申請は**1回のみ**となります。県・市協力金（50万円）又は市協力金（25万円）との重複申請はできません。愛知県分の理美容休業協力金（10万円）は県に別途交付申請が必要になります。

第Ⅱ部 受給の手続き

1 受給の手続きの流れ



2 受付期間

令和2年5月22日（金）から6月30日（火）

3 申請書類の提出

理美容休業協力金を受給しようとする理美容事業者は、申請に必要な書類を作成し提出するとともに、追加の提出を求められた場合には、速やかに追加提出する必要があります。

なお、提出した書類の控えは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。

4 申請に必要な書類

(1) 長久手市理美容休業協力金交付申請書（請求書）

(2) 誓約書

(3) 添付書類（別表「添付書類一覧」のとおり。）

① 営業活動を行っていることが分かる書類

② 休業または営業時間短縮の状況が分かる書類

③ 振込先口座が分かる書類

○ 交付申請書等の様式は、[長久手市ホームページ](#)からダウンロードすることができます。ダウンロードできない場合、希望に応じて郵送でもお送りすることができます。

○ 提出時には**必ず控え**をとり各自保管してください。
一度提出された書類は返却しません。

5 提出方法

申請に必要な書類一式を、原則、郵送にて提出して下さい。

申請書類の送付先

〒480-1196

長久手市 たつせがある課 理美容休業協力金担当 宛

注意：切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

○持参の場合

長久手市役所本庁舎2階たつせがある課窓口に設置してある専用ボックス内に投函することで提出できます。

6 支給方法

長久手市による審査完了後、適当と認められる場合、申請者に対して通知するとともに、指定口座に理美容休業協力金を振り込みます。

なお、申請内容が不相当と認められる場合は、申請者に対しその旨通知します。

支給決定事業者が虚偽申請、その他不正な手段により理美容休業協力金の支給を受けた場合は協力金を返還しなければなりません。

休業協力事業者として、店舗名及び店舗所在地を長久手市のホームページで公開することがあります。

★愛知県分の新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金（10万円）は、今回ご案内している長久手市の理美容休業協力金とは別に申請を行う必要があります。愛知県分の申請方法については、県ホームページ「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う理美容業界に対する休業協力金について」をご確認ください。

協力金の“振り込め詐欺”“個人・企業情報の搾取”にご注意ください。

- 市町村や愛知県などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や愛知県などが、「愛知県・長久手市新型コロナウイルス感染症対策協力金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や愛知県などが銀行口座の番号などの企業・個人情報に照会することは、絶対にありません。